

鳥取県告示第664号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前													
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道9号</td> <td>岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域</td> </tr> <tr> <td>一般国道29号</td> <td>八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、郡家殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	地 域	一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域	一般国道29号	八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、郡家殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 <u>鳥取都市計画区域及び米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域</u></p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道9号</td> <td>岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、<u>鳥取市福部町細川、海土及び湯山、同市湖山町北五丁目及び伏野、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域</u></td> </tr> <tr> <td>一般国道29号</td> <td><u>鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、古海、津ノ井、桂木、船木、広岡及び海蔵寺、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、</u></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	地 域	一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、 <u>鳥取市福部町細川、海土及び湯山、同市湖山町北五丁目及び伏野、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域</u>	一般国道29号	<u>鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、古海、津ノ井、桂木、船木、広岡及び海蔵寺、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、</u>
路線名	地 域														
一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域														
一般国道29号	八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、郡家殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、														
路線名	地 域														
一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、 <u>鳥取市福部町細川、海土及び湯山、同市湖山町北五丁目及び伏野、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀、中間及び小波の地域</u>														
一般国道29号	<u>鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、古海、津ノ井、桂木、船木、広岡及び海蔵寺、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、</u>														

	大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道53号	智頭町大字智頭の地域
略	
一般国道373号	智頭町大字智頭及び大字郷原の地域
一般国道431号	境港市高松町、新屋町及び <u>麦垣町</u> 、 <u>米子市大篠津町</u> 、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字日吉津及び <u>大字富吉</u> の地域
一般国道482号	江府町大字江尾の地域
略	
県道赤碓大山線	琴浦町大字赤碓及び大山町羽田井の地域
略	
県道米子境港線	米子市安倍、彦名町、大崎、大篠津町及び葭津並びに境港市 <u>幸神町</u> 、 <u>外江町</u> 、 <u>芝町</u> 、 <u>小篠津町</u> 、 <u>三軒屋町</u> 及び <u>渡町</u>
略	
県道渡余子停車場線	境港市渡町、 <u>森岡町</u> 及び <u>竹内町</u> の地域
県道米子空港境港停車場線	境港市小篠津町、新屋町、 <u>幸神町</u> 、 <u>誠道町</u> 、 <u>高松町</u> 及び <u>中野町</u> の地域
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神、松神、西園、由良宿、妻波、東園、六尾及び大谷の地域
略	
(2) 鉄道	
路線名	地 域
略	

	市谷、郡家殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道53号	<u>鳥取市河原町袋河原及び釜口</u> 、 <u>同市用瀬町用瀬及び鷹狩</u> 並びに <u>智頭町大字智頭</u> の地域
略	
一般国道373号	智頭町大字智頭の地域
一般国道431号	境港市高松町、新屋町、 <u>小篠津町</u> 及び <u>佐斐神町</u> 並びに米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字日吉津及び <u>富吉</u> の地域
一般国道482号	<u>鳥取市佐治町加瀬木</u> 及び <u>江府町大字江尾</u> の地域
略	
県道赤碓大山線	琴浦町大字赤碓及び大山町羽田井の地域
県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村、勝見、新町三丁目及び北浜三丁目並びに同市鹿野町今市及び鹿野の地域
略	
県道米子境港線	米子市安倍、彦名町、大崎、大篠津町及び葭津並びに境港市 <u>佐斐神町</u> 、 <u>小篠津町</u> 、 <u>三軒屋町</u> 及び <u>渡町</u>
略	
県道渡余子停車場線	境港市渡町、 <u>福定町</u> 及び <u>竹内町</u> の地域
県道米子空港境港停車場線	境港市小篠津町、新屋町、 <u>竹内町</u> 及び <u>福定町</u> の地域
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神、松神、西園、由良宿、妻波、東園、六尾及び大谷の地域
県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域
略	
(2) 鉄道	
路線名	地 域
略	

西日本旅客 鉄道株式会 社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大 字岩本及び大字大谷、湯梨浜町大 字小浜、大字石脇、大字泊、大字 園、大字中興寺及び大字松崎、北 柴町北尾、弓原、由良宿、土下、 西園、東園及び六尾、琴浦町大字 徳万、大字丸尾、大字保、大字笠 見、大字八橋及び大字赤碕、大山 町上野、所子、国信、末長、唐王、 西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、 塩津、住吉、上市、下市及び松河 原並びに米子市二本木、蚊屋及び 浦津並びに同市淀江町今津、淀 江、西原、佐陀及び小波の地域	西日本旅客 鉄道株式会 社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大 字岩本及び大字大谷、 <u>鳥取市福部 町細川及び栗谷、同市伏野、同市 気高町宝木、浜村及び勝見並びに 同市青谷町青谷</u> 、湯梨浜町大字小 浜、大字石脇、大字泊、大字園、 大字中興寺及び大字松崎、北柴町 北尾、弓原、由良宿、土下、西園、 東園及び六尾、琴浦町大字徳万、 大字丸尾、大字保、大字笠見、大 字八橋及び大字赤碕、大山町上 野、所子、国信、末長、唐王、西 坪、御来屋、富長、田中、赤坂、 塩津、住吉、上市、下市及び松河 原並びに米子市二本木、蚊屋及び 浦津並びに同市淀江町今津、淀 江、西原、佐陀及び小波の地域
西日本旅客 鉄道株式会 社因美線	八頭町奥谷、宮谷及び郡家並び に智頭町大字智頭の地域	西日本旅客 鉄道株式会 社因美線	<u>鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津 ノ井、桂木及び海蔵寺並びに同市 用瀬町用瀬及び鷹狩、八頭町奥 谷、宮谷及び郡家並びに智頭町大 字智頭の地域</u>
略		略	
西日本旅客 鉄道株式会 社境線	米子市両三柳、安倍、河崎、夜 見町、富益町、大崎、和田町、大 篠津町及び葭津並びに境港市小篠 津町、新屋町、高松町、竹内町及 び福定町の地域	西日本旅客 鉄道株式会 社境線	米子市両三柳、安倍、河崎、夜 見町、富益町、大崎、和田町、大 篠津町及び葭津並びに境港市 <u>佐斐 神町</u> 、小篠津町、新屋町、高松町、 竹内町及び福定町の地域
略		略	